

第1条(名称)

この会は『かたしなマスターズクラブ』(以下本会という)と称し、その運営事務局を「かたしな高原スキー場」内に置きます。

第2条(目的)

本会は、会員であるご家族の方に「かたしな高原スキー場」を通し、会員相互の親睦を図り、より安全で快適なレクリエーションを楽しんでいただくことを目的としております。

第3条(入会資格)

本会員規約を承諾し、所定の手続きを経て登録され、別に定める本会の事務手数料を納め、事務局が承認した方を会員といたします。入会資格は、40歳以上どなたでも入会できます。

第4条(定員)

総会員数が事務局の設定した定員に達した場合は、会員募集を終了させていただきます。

第5条(会費)

3年間の事務手数料として、お1人につき3,150円(税込)といたします。事務手数料は、今後、改定する場合があります。

第6条(会員証)

会員には会員証として登録番号を付したカード(以下、会員カードという)を発行いたします。紛失、住所変更等はすみやかに事務局にご連絡ください。なお会員カードの再発行は、525円(税込)の再発行手数料をいただきます。

第7条(有効期限)

本会事務局が会員証を発行した日を初日として起算し3年間有効といたします。

第8条(解約)

期間途中の解約はできません。一旦納入された事務手数料はご返却いたしません。

第9条(特典)

会員には、リフト料金、指定宿泊施設の宿泊料、駐車場料金等の優待料金が設定されます。特典の内容は各シーズンにより変更することがありますのでご了承下さい。会員優待を受けられる場合は、必ず会員カードの提示が必要です。なお、会員優待料金は、その他の優待券、クーポン券等を使用する場合は適用になりません。

第10条(更新)

入会后3年を経過し更新する場合は、会員証の有効期間1ヶ月前から満了日10日前までに本会事務局までに、更新申込書と事務手数料(1050円)を納入していただきます。なお、事務局から更新のご案内はいたしません。

第11条(禁止事項)

本会会員としての優待料金利用等の権利および会員証は、いかなる場合も第三者に貸与、譲渡することはできません。

第12条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の1つに該当するときは、会員資格を喪失します。納入済の事務手数料は返還いたしません。1. 会員規約その他本会の定める規則に反したとき。2. 会員証を不正使用したとき。3. 入会申込書に虚偽の記載があった場合。4. その他会員として相応しくない行為、信義に反する行為があったとき。

第13条(細則)

本会の会員規約の定めのない事項及び運営上必要となった事項についての細則は、事務局にて協議し適宜これを定めます。